

低圧

つばめ電気重要事項説明書

本書面は、電気事業法第 2 条の 13 第 2 項により契約の内容を事前に説明する書面です。

ご契約について

利用料金	料金に関する事項は、当社が別紙に定める料金表をご参照ください。
契約電流・契約容量・契約電力	契約電流(A)、契約容量(kVA)、契約電力(kW)は、お申し込み時に登録いただいた内容に基づきます。
供給電圧および周波数	供給電圧は、低圧 100V/200V です。 周波数は、60 ヘルツです。
供給開始予定日	原則として、標準処理期間(当社およびお客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者が定める期間)満了後の最初または、次回の検針日となります。なお、具体的な供給開始日は、別途郵送にてお知らせいたします。
ご契約期間とご契約の更新	<ul style="list-style-type: none">・契約は、お客さまからのお申し込みを当社が承諾したときに成立いたします。・契約期間は、料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。・契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で自動継続されるものといたします。
お申込み方法	当社電力供給約款および本書面の内容を承認のうえ、当社所定の様式によってお申込みいただきます。

料金の算定およびお支払い

電気料金の適用開始	料金は供給開始の日から適用いたします。
使用電力量の計量と電気料金の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・一般送配電事業者が計量した使用電力量に基づき、当社が別途定める料金表にて電気料金を算定いたします。 ・計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、お客さまとの協議を踏まえて、当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。
日割計算	電気の供給を開始し、再開し、休止し、停止し、もしくは契約が終了し、または契約内容の変更等によりお客さまに適用される料金の変更があった場合は、日割計算をいたします。
電気料金以外の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・電気の供給開始やお客さまの事情による設備変更等により、工事費用が発生する場合、工事費を請求する場合があります。なお、お申し込み時にスマートメータへの取替が発生する場合、取替にかかる費用は無料です。 ・契約の終了または変更に伴い一般送配電事業者から当社に工事費の精算を求められた場合は、お客さまは当社にその精算金をお支払いいただきます。 ・お客さまが電気を不正に使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、お客さまは当社に、免れた金額の3倍に相当する金額を違約金としてお支払いいただきます。 ・お客さまが過失または故意によって電気ご使用場所内の一般送配電事業者の設備を損傷または亡失し、一般送配電事業者からの賠償請求が発生した場合には、お客さまは当社に賠償に要する金額をお支払いいただきます。
お支払い方法	<p>料金については毎月、工事費負担金等相当額その他の費用についてはその都度、クレジットカードでのお支払いとなります。</p> <p>※新規にクレジットカードのお支払いをご希望された場合、初回請求時は、2か月分合算してお支払いいただく場合がございますので、予めご了承ください。</p>
お支払いの期日	別途クレジット会社がお客さまに通知する日を支払期日といたします。

信用情報の共有	お客さまが、下記「当社からの申し出による契約の解約」の(2)(3)(4)に該当する場合には、お客さまの名義、電気のご利用場所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が提供することがあります。
---------	---

お客さまからのお申し出による契約の変更、終了

- ・契約の終了または変更をご希望の場合には、当社お問合せ窓口 までご連絡ください。
- ※他の小売電気事業者への切替に伴う終了については、当社へご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者へご連絡ください。
- ・お客さまが、供給の開始等により契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合、お客さまは、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から精算を求められた料金および工事費等の精算額を支払っていただく場合があります。詳細は、電力供給約款第 39 条をご参照ください。

当社からの申し出による契約の解約

お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、当社がご契約を解除する場合があります。なお、この場合には、15 日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

- (1) 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合
- (2) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- (3) お客さまが他の需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- (4) お客さまが支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- (5) お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- (6) お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
- (7) お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- (8) お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- (9) お客さまがその他当社需給約款に反した場合

なお、お客さまが、電気の使用終了の通知をされずに電気のご利用場所から移転される等により、電気を使

用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に、契約が終了するものといたします。

託送供給等約款の遵守

<p>お客さまの土地、または建物への立入りによる業務の実施</p>	<p>計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。詳細は、電力供給約款第 21 条をご確認ください。</p>
<p>保安に対するお客さまの協力</p>	<p>お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡くださいますようお願いいたします。詳細は、電力供給約款第 42 条第 1 項をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気の供給に必要な電気工作物(電気の引込線や計量器等)に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがある場合 ・お客さまの電気工作物に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合
<p>供給の中止または使用の制限もしくは中止</p>	<p>一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづき、次の場合には、一般送配電事業者により、お客さまに電気の供給を中止し、またはお客さまに電気のご使用を制限し、もしくは中止していただきます。詳細は、電力供給約款第 27 条をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合 ・一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合 ・その他電気の需給上または保安上必要がある場合
<p>その他</p>	<p>その他、託送供給等約款に定める電力需要者が遵守すべき事項として電力供給約款に定める事項、具体的には、電力供給約款第 22 条、第 23 条、および第 42 条に定める事項を遵守していただきます。</p>

お引越し等により、新たに電気のご利用を開始されたお客さま

当社へのお申込みに先んじて新たな入居先で電気を使い始められている場合には、電気を使い始められた日を必ずご申告ください。電気を使い始められた日が供給開始日となります。

他の小売電気事業者からのご契約切替えのお客さま

お客さまと他の小売電気事業者との契約内容によっては、他の小売電気事業者の契約を解除することにより、違約金発生等のお客さまへの負担や不利益が発生する場合がございます。詳しくは、他の小売電気事業者にご確認ください。

ご契約の締結・更新・変更時の説明および書面交付について

電気事業法および小売電気事業の登録の申請等に関する省令に規定する説明すべき供給条件に関する事項または交付すべき書面について、次の内容を予めご承諾いただきます。

・当社は供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が法令等に基づき適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみ説明し、記載します。

・電力供給約款等の変更が、法令等の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付はいたしません。また、すでに締結されている約款等および電気需給契約の更新（料金ほか契約条件について一切の変更をせずに当該電気需給契約の期間の延長のみをする場合）においては、契約更新後の契約期間のみを説明することおよび契約締結後の書面交付は行わないものとします。

その他

・当社は、電力供給約款等を変更することがあります。変更後の約款および個別利用規約は、当社が運営するウェブサイト内の適宜の場所に効力発生日を明示の上、予め掲示いたします。お客さまが電力供給約款等の

変更後も本サービスを使い続ける場合は、変更後の約款および適用のある個別利用規約に従って本サービスをご利用いただけます。本サービスをご利用の際には、随時、最新の約款および適用のある個別利用規約をご参照いただきます。

- ・当社は、電気料金を改定する場合があります。料金改定を行う場合も上記約款変更の場合と同様とします。
- ・やむをえない事情により、当社による請求もしくはお支払いの受付ができない場合、翌月以降に料金をまとめてお支払いいただく場合があります。
- ・当社の責めとならない理由によりお客さまが受けた損害については、当社は賠償の責めを負いません。
- ・当書面に記載のない事項の取り扱いは、当社電力供給約款をご覧ください。

個人情報の取り扱いについて

当社は、個人情報を適正に取り扱い、お客さまの権利利益の保護を図ることが重要な社会的責務であると考え、個人情報の取扱いについて定められた法令、関係省庁のガイドライン、社内規程その他の規範を遵守し、個人情報を適切に取り扱ってまいります。

また、当社は、お客さまの個人情報を、電気の需給契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行う目的で、利用いたします。

詳細は、「個人情報の取扱いに関する基本方針」および「個人情報の共同利用」をご覧ください。

問い合わせ窓口

つばめガス株式会社

電話 086-263-6666（受付時間 平日 9:00-17:00）

小売電気事業者

商号

エフビットコミュニケーションズ株式会社

住所

京都府南区東九条室町23

小売電気事業者登録番号

A0049

電気料金の計算方法

月々の電気料金は、その1月の使用電力量によって算定した電力量料金に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものです。なお、電力量料金は燃料価格の変動に応じて、燃料費調整額を加算または減算して計算します。

燃料費調整額とは、火力燃料(原油・LNG・石炭)の価格変動を電気料金に反映させるため、その変動に応じて毎月自動的に電気料金を調整する額です。再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに、電気のご使用量に応じてご負担いただくものです。

電気料金表

- ・電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。
- ・金額は全て税込み額です。

つばめ電気従量電灯 A プラン

		料金単価
基本料金	最低料金 1 契約につき最初の 15kWh 時まで	320.03 円
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	20.34 円
	120kWh 超過 300kWh まで	26.06 円
	300kWh 超過分	27.49 円